

一定の要件を満たす専修学校の専攻科（適格専攻科）の修了者に、 大学院入学資格を付与することについて

資料 2

専修学校の専攻科について

- 令和6年6月14日に公布された「学校教育法の一部を改正する法律」により、令和8年4月1日以降、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなる。

（参考1）改正後の学校教育法

第125条の2 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。

②専修学校の専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

（参考2）特定専門課程：修業年限が2年以上であり、課程の修了に必要な総単位数が62単位以上である専門課程。（現行制度において、修了者が大学編入学資格を得られる専門課程）

- 専攻科の設置は、専修学校の設置者が所轄庁である都道府県への届出により行うこととする予定であり、他の学校種同様、専攻科の設置に係る教員要件や卒業要件等について特段の個別の規定は設けない予定。

適格専攻科修了者への大学院入学資格付与について

- 一定の基準を満たす4年制以上の専修学校専門課程の修了者には大学院入学資格が認められる（※）ことを踏まえ、文部科学大臣の指定する同様の基準を満たす専攻科（適格専攻科）の修了者については、大学院入学資格を付与することとしてはどうか。

※平成17年制度化。502学科が認定（R6.1時点）。

- 指定の基準としては、専門課程と専攻科において体系的な教育課程を編成していること、専門課程及び専攻科における学修が通算4年以上であること等とすることを検討。詳細は、次ページ参照。

修了者に大学院入学資格の付与が認められる 専修学校専門課程の指定基準

- 一 修業年限が4年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数（総単位数）が3,400時間（124単位）以上であること。
- ※改正学校教育法を踏まえ、将来的に全ての専門課程の学科が単位制へと移行することに伴い、規定を改正予定。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。

- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

修了者に大学院入学資格の付与を認める 専修学校の適格専攻科の指定基準案

- 一 専門課程と専攻科において、修業年限が通算4年以上となるものであること。
- 二 専門課程と専攻科において、全課程の修了に必要な総単位数が通算して124単位以上であること。
- 三 専門課程と専攻科において、体系的な教育課程を編成していること。

本来、別々の課程として設置される専門課程と専攻科の教育課程が体系的に編成されていることを客観的に確認できるものを対象とする方針。このため、国家資格に係る法令等に基づき、専門課程及び専攻科において、関連する2つの資格を取得することができるもの等を対象とすることを検討。

（例）

専門課程	専攻科
看護師	助産師、保健師
2級自動車整備士	1級自動車整備士
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	左記の資格の教員

- ※改正学校教育法を踏まえ、全ての専門課程の学科が単位制に移行することに伴い、全ての適格専攻科において試験等により学生の学修の成果が評価されることとなる。

※この他、専攻科が専門課程と同等の設置基準を満たしていること等を基準に盛り込むことを検討。